

「滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例案」および「滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例案」の概要

1 改正の理由と基本的な方針

(1) 改正の理由

すべての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正（令和元年10月1日施行）以来、5年が経過しようとする中、また、物価や人件費が上昇していることなどから全項目を対象に見直しを行います。

(2) 基本的な方針

ア 受益者負担の原則の観点から、事務実施方法の見直しなどの実態も踏まえた原価計算による所要経費と現行料金との差額について一定の幅で改正を行うこととします。（前回改正と同様の考え方）

イ 政令で標準額が定められているものや、授業料・入学料等の一定標準となる金額（地方財政計画等）があるものについては、これに準拠します。

ウ 各施設での運用実態や近隣施設の状況等を踏まえて減免規定の見直しを行います。

2 改正内容

(1) 料金改定を行う主なもの

増額となるもの	①施設使用料 琵琶湖博物館、男女共同参画センター 〔指定管理者制度を導入している施設【別途設置・管理条例の一部改正】〕 滋賀アリーナ、アイスアリーナ、芸術劇場びわ湖ホール、公共港湾施設 ②手数料 食品衛生法に基づく事務手数料 介護保険法に基づく事務手数料 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく事務手数料 ③流水占用料等【別途徴収条例の一部改正】 ④警察関係事務手数料【別途警察関係事務手数料条例の一部改正】
減額となるもの	①施設使用料 〔指定管理者制度を導入している施設【別途設置・管理条例の一部改正】〕 テクノファクトリー使用料

(2) 新設

①漁業法第120条第1項の規定に基づく琵琶湖海区漁業調整委員会の指示による承認に係る標旗の交付の手数料等	ビワマス遊漁者および遊漁船業者の承認に係る標旗の交付の手数料等の新設
--	------------------------------------

(3) 減免規定の見直し

内容	対象
①県内の幼稚園・保育所等の行事として園児および引率者が観覧する場合の観覧料（入場料）の無料化 ②高等学校等の生徒または18歳未満の者が常設展示を観覧する場合の観覧料（入場料）の無料化	県立美術館ほか5施設

③障害者減免を実施している施設において、その介護者についても減免を規定	県立美術館ほか24施設 (文化施設6、スポーツ施設12、 宿泊施設5、公園施設2)
④スポーツ施設における高齢者・障害者の個人利用について減免規定を統一	長浜ドームほか9施設

3 改正による影響額

	件数 (件)	増収見込額 (千円)
使用料および手数料条例関係	101	13,323
行政財産使用料条例関係	3	376
税条例関係	1	291
港湾・流水占用料徴収条例関係	2	6,147
警察関係事務手数料条例関係	1	12,121
上記の合計	108	32,258
【指定管理制度を導入しているもの】		
設置および管理に関する条例関係	29	30,703

※下記の法令改正に伴う影響を除く

4 法令改正に伴う改正概要

① 大麻草の栽培の規制に関する法律に基づく事務手数料	免許区分の変更による審査項目の増等に伴う事務手数料の改定
② 建築基準法に基づく事務手数料	条項の移動に伴う規定の整理
③ 旅券法に基づく事務手数料	一般旅券の発給に係る手数料の額がオンライン申請と紙申請で区別されることに伴う事務手数料の改定
④ 宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく事務手数料	規制区域内における宅地造成等に関する工事の許可・検査等に伴う事務手数料の新設
⑤ 家畜伝染病予防法に基づく事務手数料	家畜の検査対象疾病の変更等に伴う事務手数料の廃止

5 施行日

- ・ 令和7年(2025年)4月1日
(ただし、上記2(2)①の交付手数料等は、令和7年10月1日施行)
- ・ 2(3)の減免規定の見直しについては公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行
- ・ 4①から④については、改正法で定める日から施行